返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

平成28年9月14日

戸田市議会議長 石 井 民 雄 様

提出者	戸田市議会議員	熊	木	照	明
賛成者	IJ	中	Щ	祐	介
"	IJ	峯	岸	義	雄
"	IJ	本	田		哲
"	<i>II</i>	伊	東	秀	浩
"	II	榎	本	守	明
<i>11</i>	11	酒	井	郁	郎
IJ	<i>II</i>	手	塚	静	枝

## 議員提出議案第5号

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書 現行の国の奨学金制度は、独立行政法人・日本学生支援機構を通じて学生に貸 与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されている。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定した「ニッポンー億総活躍プラン」において、返済不要の「給付型奨学金」の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の「給付型奨学金」の創設や無利子奨学金の拡充など 具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

- 1. 学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金 や授業料減免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017 年度を目途に給付型奨学金を創設すること。
- 2. 希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、「有利子から無利子へ」の流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。
- 3. 低所得世帯については、学力基準を撤廃し無利子奨学金を受けられるようにすること。
- 4. 返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を引き下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣 様

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書の 提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

平成28年9月14日

戸田市議会議長 石 井 民 雄 様

提出者	戸田市議会議員	伊	東	秀	浩
賛成者	IJ	中	Щ	祐	介
<i>II</i>	IJ	峯	岸	義	雄
II	IJ	本	田		哲
II	IJ	榎	本	守	明
IJ	IJ	酒	井	郁	郎
II	IJ	手	塚	静	枝
IJ	II.	熊	木	照	明

## 議員提出議案第6号

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書 障害があるがゆえに、何らかの社会的支援がなければ生きていけない障害児者は 年々増加している。現行の障害福祉施策は、居住サービスはもちろん、グループホ ームや入所施設に依存した生活を余儀なくされている。家族に依存した生活の長期 化は、精神的にも経済的にも相互依存をより助長し、障害児者の自立をますます困 難なものにしている。

2014年1月、我が国政府は国連・障害者権利条約の締結国に加わった。条約には、第19条(a)「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準(相当な食糧、衣類及び住居を含む。)についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障害児者の家族は、社会からの孤立と家族依存、老障介護等の実現の中で、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。とりわけ、緊急時や同性介護に対応するヘルパー等の福祉人材確保の問題、入所施設への希望者が増加する中で緊急度の高い待機者が長期のショートステイ(いわゆる「ロングショート」)を余儀なくされている問題などは早急に解決すべき課題であるといえる。

よって、こうした現状を打開するために、地域で安心して暮らすために必要な社会資源の拡充を図るとともに、「地域か、施設か」「グループホームか、施設か」の選択ではなく、地域の中の重要な社会資源として共存し、相互に連携した運営と拡充が図られ、利用者が体験的に選択できる状況を早期に実現するよう、下記の事項を国に強く要望する。

記

- 1. 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材の確保をすること。
- 2.入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
- 3. 前2項を実現するために、障害者関係予算を増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官様